令和７年度コミュニティ助成事業について

別紙

募集事業

危機管理室が担当する募集事業は地域防災組織育成助成事業の区分ア

自主防災組織育成助成事業です。

※助成金は、１件につき次の額で１０万円単位です。（１０万円未満を切り捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 助成金 | 助成対象経費  （宝くじの広報に要する経費も対象） |
| 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 | 30万円から  200万円まで | 対象となる経費  ・基礎工事の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等(ただし、基礎工事、アンカー工事は対象外)  対象外経費  ・使用期限が決まっている備蓄品(食料品等)  ・数回の利用で消費される備蓄品  ・消火器(訓練用消火器を除く)  ・避難道等の整備  ・車両に搭載する目的の備品(無線機等)  ・救急セット |

注意事項

（１）助成希望書に、実施する事業の概要を記載した書類を添付してください。

（２）応募団体が、自治区以外の場合は、区長様の承認を得た書類を添付してください。

（３）応募は、各事業につき１団体１件までとします。

（４）自治総合センターへの申請は、各助成事業につき市全体で１件であるため、応募団体が複数あった場合は、抽選(**令和６年１０月４日(金)午後２時**からを予定)により決定します。さらに、令和７年度の地域防災組織育成助成事業の区分アについては、事前の申請受付窓口となる大阪府で選定された団体のみがセンターへの申請団体となります。

（５）申請した場合でも、大阪府または自治総合センターで事業不採択となる可能性があるため、必ずしも助成金を受けられるということではありません。

（６）今回、助成を受けた団体は、今後１０年間は助成を受けることができません。

助成の条件

（１）各事業は、次の基準に適合するものとします。

〇助成対象事業は、**令和７年４月１日**以降に実施し、**令和８年３月３１日**までに完了する事業であること。

〇宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できる事業であること。

〇国の補助金及び地方債を充当していない事業であること。

〇原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でない事業であること。（整備後の施設又は設備は、地区の住民のコミュニティ組織等により、維持管理されることが望ましい。）

〇申請時点で、事業実施主体が設立されていること。

〇申請時（**令和６年１０月１１日（金）**まで）に、下表の申請書類を正・副２部提出できること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 防災ア | 備考 |
| 1 | 副申書 | ○ | 原本を提出 |
| 2 | 申請書 | ○ | 原本を提出 |
| 3 | 事業実施主体規約 | ○ | コピーで可 |
| 4 | 事業実施主体の令和７年度事業計画及び予算書 | ○ | コピーで可 |
| 5 | 金額積算根拠（見積書等） | ○ | コピーで可 購入備品の品番を明記したもの 見積書等の合計額が総事業費と一致したもの |
| 6 | 事業内容に関する資料 | 〇 | カタログ等のカラーコピー、事業の企画書や説明資料等 |

※上記の他にも、資料提出を依頼する場合があります。

（２）事業を実施するにあたり、以下の場合は対象外となります。

○助成対象団体の補助事業（単なる資金供与だけのもの）を実施するための財源の一部又は全部に助成金を充当するもの。

○複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とする事業。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象となります。

○次のものを含む事業。

・土地の整備（取得、造成を含む）。

・既存施設、中古品の購入。

・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、コミュニティセンター助成事業における大規模修繕は助成対象となります。

・車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。

・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等。

・銃・刀剣類。

・住民個人宅に設置されるもの。

・宗教に関する施設及び設備等の整備。

・自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するもの。

○土地を要する事業を実施する場合（コミュニティセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等）で、次に該当するもの。

・登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

・相続手続き未済のもの。

・所有者全員の承諾書等が得られないもの。

○ソフト事業において、補助金や事業の全部が外部委託となる事業（事業実施主体の関与が低い事業で、事業計画・収支予算書の内容からそれと判断される場合も含む）。

○ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費（食料費のうち、目的を達成するため必要不可欠と判断される経費は助成対象）。

○法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合。

宝くじの社会貢献広報について

１．宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、財団法人自治総合センターホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」（別添参照）に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。

２．広報表示については広報効果が最大限発揮できるよう、表示箇所について特段のご配慮をお願いいたします。（広報表示にかかる経費は、助成対象経費に含みます。）なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなるので、留意してください。

申請までの流れ

**令和６年９月２４日（火）**応募締切

　　↓

応募がある場合、大東市から大阪府へ申請

　　↓

令和６年９月末を目途に大阪府から大東市に結果を通知

　　↓

大東市が申請対象となり、自主防災組織からの複数応募があった場合は、

**令和６年１０月４日 (金)**午後２時より抽選会

(申請する団体を決定)

　　↓

**令和６年１０月１１日（金）**までに申請書類一式を市へ提出